九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

参勤交代制の研究（四）：九州諸藩を中心として（3）

丸山，雍成
九州大学九州文化史研究施設

https://doi.org/10.15017/7179481

出版情報：九州文化史研究所紀要. 23, pp.167-210, 1978-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

参勤交代制の研究（四）

—九州諸藩を中心として(3)—

丸山雍成

目次

はしがき
一　寛永十二～十九年段階の参勤交代制と佐賀藩
二　長崎警備と参勤交代との関係
むすびにかえて

はしがき

別稿で私は、佐賀藩における参勤交代の形成過程を、織豊政権下の竜造寺・鍋島両佐賀藩の成立との関連の下に検討し、また徳川初期政権下の鍋島佐賀藩の参勤交代のあり方を、この段階における政治的緊張関係を指標として捉えようと努めた。(1) これに引続き、本稿では佐賀藩の参勤交代の展開を、寛永十二年から同十九年までの制度的整備、及びその後の長崎警備との関係でとりあげて、同藩の体制的特質を知る手がかりにしたいと思う。

【註】

(1) 拙稿「参勤交代制の研究（三）—九州諸藩を中心として(2)—」（『史淵』一一五輯、昭53）。

一　寛永十二～十九年段階の参勤交代制と佐賀藩

寛永十二年の六月二十一日、江戸幕府は尾張・紀伊・水戸の御三家以下、在府の諸大名を江戸城の大広間に、譜代衆を庇に伺候させて、井伊直孝・松平忠明・酒井忠清・土井利勝・酒井忠勝らが法令の発布を伝え、儒者林道春がその条文を読みあげた。(1) これが有名な寛永十二年の武家諸法度であって、その全十九条中の第二条には、

一大名小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可致参勤、従者之員数近来甚多、且国郡之費、且人民之労也、向後以其相応可減少之、但上洛之節者任教令、公役者可随分限事、

と、諸大名の在江戸交替、すなわち参勤交代が規定されている。(2) これは江戸幕府が、元和元年の武家諸法度において「諸大名参勤作法之事」なる規定を第九条におき、ついで寛永六年の場合には全く削除したのに対し、(3) ここでは第一条の「文武弓馬之道、専可相嗜事」という抽象的内容の規定を除けば、実質的に筆頭の条項に位置づけているのであって、参勤交代制の実施をもって幕藩制的全国支配の楨梏とみなす、幕府の基本政策の確定を如実に示すものということができる。なお、元和元年の武家諸法度の参勤規定については、寛永六年・同十二年の武家諸法度との対比および条文解釈によって、これを将軍徳川氏ではなく天皇に対する参勤規定とみる新見解があることを前稿でふれたが、(4) 私はこの説は註記で若干述べるように成立しないと考えている。(5)

さて、林道春が江戸城大広間の中央で右の全条文を読み終えると、将軍家光は大広間の中段に着座して、家康・秀忠時代の法令を改訂して新たに発布したこと、従前諸大名が通例とした誓詞呈上を当代には必要とせぬこと、などを述べて奥に入った。かくて同月晦日には、前田利常をはじめ二十六人が江戸城に召されて就封すべき旨を伝えられ、他方、島津家久以下五十五人はそのまま在府するよう命ぜられた。『大猷院殿御実紀』は、「これ大名四月交替の始なり」としているが、また同書は、就封の賜暇を得たものとして、七月三日―松平定行はじめ六人、四日―本多忠利以

下五人、十二日―宗義成(※八月四日条にも見える)、十九日―永井直清、二十九日―徳川義直(尾張)・同頼宣(紀伊)、八月一日―松平忠昌以下三人、二十五日―松平輝興以下十八人、等々をあげているので、大名の四月交替は同年に限って例外だったことになる。一方、同年十二月には、十四日―徳川頼房(水戸)、十五日―井伊直好・細川興昌、二十七日―松平定政をはじめ五人が参勤しているが(6)、これらは早参勤というべきであろうか。ところで、これより先き七月朔日、月次の拝賀に際して、将軍家光は奥に見参の譜代衆を召して、別儀をもって滞府させるので、召喚の時はすみやかに参殿するよう命じた(7)。これによれば、寛永十二年の参勤交代制の実施は、譜代大名を除く限定された内容のものだったことがわかる。

ところで、右の参勤交代制の実施前後における佐賀藩鍋島勝茂の江戸参勤状況はどうであったかを簡単に見ておきたい。寛永十一年正月、かれが在府中の長男元茂に宛てた次の書状によって、勝茂は前年冬に佐嘉を発駕し、正月十五日に江戸到着の予定だったことがわかる(8)。

為迎はこね(箱根)まて早々五郎右衛門ニ申付、書状幷乗替之馬被相越、別而大慶存候、我等事、明後十五日吉日之間、日暮候て忍て罷着候条、其方迎被出候義必無用候、肥前孫平太事も不罷出候様ニ被申聞可然候、何も五郎右衛門可申候、恐々謹言、

正月十三日　　信守
紀州　　勝茂(御判)
返事

ついで五月十一日、勝茂は子忠直と共に、将軍家光の上洛に際して随従を命ぜられ、八月二日木曽路経由で帰府したが、その年の冬には帰国したようである。それは勝茂が、翌十二年正月五日の佐嘉城における佳例の祝宴に着座して、鍋島直澄(蓮池藩、加賀守)以下の一族・家臣らに料理を拝領させ、御目渡ししていることから推察されるのである。『元茂御年譜』は、この点につき、「勝茂公ハ去冬御暇ニ而御下国、当春御参府と相見候、彼御年譜ニ今年御参勤

御往来之事不相見、年之夜・年頭之御祝被相調候控有之を以考れハ…」と、大晦日の夜と年頭の祝宴の出席から勝茂の去冬下国・今春参府を考証しているが[9]、私もこれに依拠したいと思う。さて、勝茂は六月、江戸城中で武家諸法度の発布を知った筈であるが、かれ自身は十二年就封の分には該当せず、そのまま在府する「薩摩中納言はじめ五十五人」[10]の中にふくまれたと思われる。それは同年九月、勝茂の子直朝が将軍家光に初目見した時、勝茂も同行した筈であり[11]、十月十五日の将軍拝賀に際して、「鍋島信濃守はじめ御使もて菓子賜はる者九人」の筆頭であること[12]、また翌十三年の二月下旬には細川忠利らと同様、幕府から阿部忠秋が使者で樽肴を給されていることの外に[13]、さらに五月十二日には、実際に勝茂も「薩摩中納言はじめ就封の暇給ふもの三十六人」の中にふくまれて、将軍家から殿中で島津家久・毛利秀就・細川忠利・京極忠高・蜂須賀忠英・黒田忠之・山内忠義・生駒高俊らと共に、来国行の御刀を下賜されているからである。この時、相良長毎は所労で登城せず、また十四日には立花忠茂・織田高良、十五日に有馬豊氏、二十八日に毛利光広・京極高治に就封の賜暇があったところからすれば[14]、同十三年の就封は概して西国大名であったとみてよい。

さて、同年の四月中旬、鍋島勝茂が国許の多久美作に宛てた書状によれば、四月朔日の登城の際、御前に召出された勝茂ら一同は、次のような上意をうけた。それは、此度の御普請の下命によって御暇は早々に下すが、日光遷宮につき各自も定めて参詣いたしたいであろうから、自分が江戸帰城の後に社参するように、その上での賜暇である、という内容である。勝茂は、「就夫、我等も日光へ参詣申儀候、下りも程有間敷候間、其心得可被申候」と美作に伝えた[15]。なお、ここでいう御普請とは、江戸城枡形の御普請分担のことをさすが[16]、十三年二月の勝茂が美作らに宛てた書状によれば、その内容は「爰元御普請一番丁場者、此中諸手令出来候、二番丁場、我等請取之御門入升形、今日迄ニなら石置仕廻候条、心安可被存候、浦土がんき、来月十日比迄ニ仕廻可申と存候、題目之御門入升形、早速令出来、大慶不過之候」というものである。この普請には、将軍家光も臨んで懇ろの上意あり、勝茂は作事小屋で井伊ら老中

・若年寄・普請奉行衆らに酒食や茶などの饗応をして気を遣った。[17] こうした江戸城手伝普請などの役務を終えた後、勝茂は前述のように五月中旬に暇をえて、六月末頃までには漸く佐嘉へ帰城できたと思われるのである。

勝茂の次の参勤は、翌十四年閏三月附で鍋島直澄（蓮池）・同元茂（小城）が勝茂に宛てた連署状によれば、佐嘉発駕は同年の三月二十二日で、二十六日に豊前大里を出船、閏三月三日に大坂天満に到着したが、七日には七条を発して、東海道を十三日間で通過し、同月十九日に着府の予定だったらしい。なお、右の直澄ら両人は、「細河越中(忠利)殿・京極丹後(高広)殿・寺沢兵庫(堅高)殿、爰元参着候へ共、忍候て有御座由承候、此外御並之衆、未参勤無御坐候」と、他の諸大名の参府状況を勝茂に報告した上で、その意を体して、勝茂の江戸参着の件も知音の間に知れないようにする旨を述べている。[18] 勝茂の着府日は予定より一日早かったが、かれは多久美作宛てに、着府直後の模様や拝謁見通しなどを次のように伝えている。[19]

一書申遣候、我等儀道中無事ニ去十八日江戸令着候、腹中も弥すきと好候間、心易可被存候、参着時分遅ク候ハんかと存候処、能時分ニ候由、従御年寄中も被仰聞候、罷着候翌日、大炊頭(土井利勝)殿・讃岐守(酒井忠勝)殿・掃部(井伊直孝)殿其外御年寄中〻御使者被下、別而仕合好候条、心遣被申間敷候、上様御不例時分ニ候条、西国衆惣様御目見之儀、来月ニ而候ハん哉、しかとの儀未相知候、越中(細川忠利)殿其外当地被罷着候衆、何も忍候而被罷居候、我等儀も御目見相澄候迄ハ忍候て罷有事候、右之段、あね達御方子とも親類中其外へも、銘々以状可申候へ共、色々取紛候付而、無其儀候、其方として相心得、銘々可被申達候、何も期後音候、恐々謹言、

（寛永十四年）
閏三月廿一日　　信濃守
　　勝茂（花押）
多久美作殿
　進之候

ここでは勝茂は、まず道中無事に閏三月十八日に江戸へ参着したこと、次いで江戸・国許の者を心配させた道中の

腹痛が快癒した旨を述べている。この病気に関して、鍋島直澄は閏三月四日附の勝茂宛ての書状で、「先日も如申上候、今時分御腹中如何被成御座候哉、承度奉存候、定而今程者可被成御本腹候と奉察儀ニ御座候、早々御快気之御左右奉待候」と心配すると共に、「当御地御参府之儀、そとはやめニ被成御成御着候て可然奉存候、其故ハ　上様御不例未聞も無御座ニ付而、御年寄中　御城へ夜白被成際詰之由承候」と江戸城中の状況を告げ、「弥御参勤被成御急、可然奉存候」と着府の早からんことを期待している。[20] また、同月九日附の直澄・元茂連署状にも、「御煩気ニ御坐候間、道中被為御養生可被成参上候条、自然各より御延引之儀も可有御坐候間、此旨大炊頭殿・讃岐守殿へ可申上由被仰越候、其段追付御両人へ山崎勘解由を以申上候処ニ…」とあって、勝茂は道中病気のため他の大名よりも参府遅延の危険性を予想し、あらかじめ直澄らに命じて老中土井利勝・酒井忠勝に連絡したことがわかるが、この時、利勝は四月初めまで御目見はない予定だと返答したという。[21] 勝茂が前掲の書状で、「参着の時期が遅かったかと思ったが、よき時分に来たと御年寄（老中）より仰せ聞された」と述べ、また参着の翌日、利勝・忠勝・井伊直孝その外の老中から使者を下されたと言っているのは、かれに対する病気見舞いの意味合もあろうが、参勤大名の着府届け出に対する上使派遣の過渡的形式であると思われる。

それは参勤交代制の実施後わずか二年、その制度的完備をみない段階のことでもあり、また当然であった。諸大名も四月交替とはいいながら参勤時期も不確定で、後年にみる参勤伺いの形式をふむことなく、在府中の藩関係者をつうじて各老中に個別に接衝し、各々の意向をふまえながら他大名との兼ねあいの中で安全な時期に参府し、各老中からも個別に使者を派遣したとみられるからである。勝茂はまた、西国大名衆が惣様に将軍に御目見するのは来月かどうか確実なことは未だわからぬとし、細川忠利その他の参着の大名衆は何れも忍んで居られるので、自分も御目見が済むまで忍んでいることにする旨を述べている。参勤大名が着府して将軍に拝謁する以前、自由勝手に外出することなどは不謹慎のそしりを免れず、藩邸に「御目見相澄候迄ハ忍て罷有事候」は、参勤交代制実施の当初から慣習化し

て、その後これが定制化したものとみられるのである。

その後、勝茂は多久美作ら宛ての書状案に、「此地小篇も無相替儀候条、心安可被存候」とした後で、将軍家光の病状が快方にむかい御機嫌よくなられてはいるが、未だ養生のため御成りはなく、「惣様　御目見令延引候」と記している。[23] これは五月二十五日附であるから、家光の病気でこの時まで未だ拝謁を済ませていないことになる。以後も勝茂は「一入息災に切々登城申」し、また九月十九日家光が江戸城本丸へ移徙した際の祝儀にも登城したが、「未御目見ハ無之候」という状態が続いた。[23] もっとも、この間、将軍は御三家や老中らには謁見して、八月中旬には尾張・紀伊両家に葡萄を、前田・細川・池田・毛利・黒田・鍋島・藤堂・蜂須賀・山内・有馬・生駒・京極・立花ら諸氏には菓子を下賜している。[24] 同じ頃、勝茂は将軍の寵臣松平（奥平）忠明の依頼で「手前躍子之者」に稽古を命じ、九月十七日西ノ丸に差上げているが、家光は殊の外機嫌がよく、この佐賀の踊りを、「これは聞きしにまさる珍しい踊りだ。拍子も揃い、そのうえ歴々の子供を差出したとみえる」と賞したという。この言葉を老中や松平忠明から伝え聞いた勝茂は、非常に喜んで「於我等忝仕合、安堵之至ニ存候儀、推察可申候」と、国許の一族老臣らに報らせている。[25]

このような安穏も束の間、鍋島氏は突如降ってわいたような一家存亡の危機に見舞われた。それは同十四年十一月発生した島原・天草の乱と、翌年その鎮圧の際に勝茂がとった処置をめぐる問題によってである。周知のように、島原・天草地方の農民は元来キリスト教信仰がつよく、幕府の禁教政策に大きな不満を潜在させていたが、これに島原藩主松倉氏の苛政が重なり、まず島原の農民が蜂起して松倉氏の藩兵を撃破し、ついで天草の農民もこれに呼応、浪人も参加して原城に楯籠り、一大反乱に発展したのである。その背景の一つに、幕藩体制の確立過程における農民支配政策の強化に対する、農民一般の根強い反撥と抵抗意識の高揚があげられる。近世初期、領主の年貢課役過重にもとづく農民の他領逃亡は、福岡藩や佐賀藩などでも例外ではなく、福岡藩の族臣黒田養心が佐賀藩の家老鍋島生三に

宛てた慶長十六～二十年・元和四年などの書状を見ると（「坊所鍋島家文書」）、主に福岡藩より佐賀藩への農民の走り者返還等に関するものが相当多く、他方では史料の性格も関連して、その逆の事例の存在が少なくないことを推測させるのである。「筑前より之走者」は下座・早良・御笠・夜須・糟屋・志摩・博多など各郡にわたり、百姓及び下人以外に武家の奉公人・町人なども若干ふくむが、養心が生三に対して、元和四年の書状で「走百姓之儀ニ付而、度々以書状御理申入候処、無異儀戻被下忝存候」と謝辞を呈しているように、各藩相互間の走り者対策はかなり緊密である。このことは又、諸藩の農民等の他領逃亡が相当潜在的に進行して、その一部が露顕したにすぎない事実を示唆している。

こうした農民の動向は、島原の乱発生と同時に各地で連鎖反応を起こしたものと推察される。それは乱鎮定後の寛永十年代後半の某年二月、勝茂が多久美作に宛てた書状で、「領中百姓餘多嶋原へ走候様子」とか、「筑後・肥後其外隣国よりも嶋原へ走参候者」がいると述べているように、幕藩体制の確立期における基本矛盾の変化にともない、封建領主権力に対する九州諸藩の農民一般の「走り」を基底とした広域闘争が、その集中的表現としての島原の乱という形で爆発的に現象化し、それ以後も農民の他領逃亡は依然として跡を絶たぬばかりか、荒廃した島原地方への走り百姓が却って顕然化したとも考えられるからである。したがって、乱後の段階で佐賀藩などがとった対農民対策、すなわち「百姓共へ借銀等申付候、其上ニも及迷惑候者ニハ飯米なと取セ、先様走候ハぬ様ニ心遣可被申儀尤候」といった塗縫的な社会政策だけでは、大して実効はなかったと見るべきである。

このことは、引続いて勝茂書状が「旧冬、川副大田村百姓三拾人程、嶋原へ内通候而、走候ハんと仕候処、其段庄屋（庄屋）やより申出候付而、頭人（発頭人）両人縄をかけ候へハ、相残百姓共、一家ニ集り篭居候条…」というように、従来の「走り」（逃散）が消極的生活自衛策としての他領逃亡という域を脱しなかったのに対して、ここでは島原地方の農民に「内通」して「走」り込むという、明確に次元を劃する反封建的な広域闘争の連帯意識を発揚したところに特徴があ

る。そこで、領主側としては、鍋島勝茂の意向にみるように、こうした「百姓共」を「相宥」め、逃散の「頭人親子両人、又被官両人」のみを成敗して「餘之者」は「無構召置」くという処置をとり、「走候ハんと仕」る者を構造的に内部分裂させることが最も効果的な策であった。かくして、「諸郡少々走可申と相見候在所も、無事に成」るといった[26]「走り」参加者のいっそうの拡大と持続化を未然に防ぐことに成功したのである。以上のような点からすれば、島原の乱の鎮圧は、従来論じられてきたような原城攻撃に象徴的な軍事面などだけでなく、今後は封建領主側による「一揆」予備軍の構造解体の諸過程をも併せて究明さるべきであろう。

島原の乱が隣接の島原藩で発生・拡大し、佐賀藩領農民が多く一揆に参加したであろうことは、領主鍋島氏にとって、幕府や松倉氏につぐ重大かつ焦眉の問題であり、その鎮定の際、佐賀藩が幕府に対して九州諸藩の中でも最も積極的な協力態勢をとったのは、関ケ原の戦での西軍加担による不信用挽回の好機という意味合からも、また当然であった。しかし、このことは逆に、鍋島氏にとって思わぬ危険な陥し穴となったのである。

さて、同十四年十月十五日、島原に発生した一揆勢は城下にせまったが、ついで十日後には天草でも一揆が起こり、肥後富岡城の城代らと交戦後、両者合流して有馬氏の旧城である原城に楯篭ったのである。この時、島原藩主松倉勝家は江戸参勤中で、家老岡本新兵衛らが直ちに隣接の佐賀・熊本両藩に救援を依頼したが、佐賀藩の家老多久茂辰らは武家諸法度の規定にもとづき、幕府の下知なく領外出兵することを忌避して応ぜず、このため島原城は兵糧等の欠乏で落城の危機に頻した。江戸に島原の乱発生の急報が届いたのは十一月九日である。そこで、幕府は上使板倉重昌・石谷貞清を派遣、松倉勝家にも帰国して鎮定するよう命じ、同氏のみで不可能な時は佐賀・熊本両藩を応援させることにした。しかし、天草の一揆勃発にともない、九州諸大名は領国に下ることとなり、佐賀藩では勝茂の子元茂（小城）、直澄（蓮池）が十四・五日に相ついで江戸を発した。翌月朔日、元茂が豊前大里宿に到着した時、西丸御用達の東魚町魚屋四郎兵衛と、同じく西魚町大野八郎右衛門が出迎え、また筑前原田宿では山田伝之助が出迎えて、

直ちに島原へ御供をした。伝之助の親は直茂の代、屋根葺の職を務めたという。こうした商人・職人は戦闘自体への参加というより、戦陣における資金や物資調達または作事等にあづかったものと思われる。たとえば、右近刑右衛門なる者は長崎町人であったが、元茂下国の噂を聞いて駆けつけ、諫早の着陣の場で御供を願って御目見を得、早速「嶋原御陣場御用」を勤め、竹木・楯板・縄菰・細引などの調達方を命ぜられた。(27)

佐賀勢は直澄が総大将で、同人が大手、元茂が搦手の指揮をとったが、その軍勢は両者の傍廻り・馬廻りを併せて、兵・人夫が一万三千二百八十二人、乗馬三百四十三疋で、これに多久・武雄・諫早などの分を加えると、総計三万二百九十三人、馬七百四十一疋に達したという。(28)これは軍役動員の規定数をはるかに超過した数字であって、鍋島氏が島原の乱鎮定にかけた意気込みがうかがわれる(因みに同氏は、幕府には二万五千三百人と少なめに報告している)。

上使板倉重昌の総指揮の下に、鍋島・有馬・松倉・立花ら諸軍勢は原城の攻略をこころみたが果せず、翌十五年元旦、重昌はみずから陣頭に立って総攻撃中に戦死し、石谷十蔵も負傷して幕府軍の敗北に終った。新上使松平信綱(老中)と戸田氏鐵(大垣城主)が江戸を発って島原に着陣したのは正月四日であるが、信綱は包囲陣を強化して持久戦法をとった。一方、幕府は権威の失墜をおそれて、十二日、在府中の鍋島勝茂・細川忠利・黒田忠之・有馬豊氏・立花宗茂らに暇を出して下国させ、西国大名を総動員して一挙に原城の攻略を計った。(29)勝茂は即日、江戸を発って早駕籠で昼夜兼行の急ぎ旅をし、随従の家来は疲労や遅れのため大坂到着の時は、わずか少人数にすぎなかったという。他の大名も追々馳せ下ったが、幕府は大坂で細川・黒田氏には早船を渡付したにもかかわらず、鍋島氏の早船申請には何の返事もせず、これを渡さなかった。それは子の直澄・元茂らが下国して島原に出陣しておりながら、原城の陥落が遅延していることは不首尾であるとの理由からで、このため勝茂は松平忠明の船を借りて下国した。(30)これに懲りた佐賀藩では、以後は参勤交代や有事の際に備えて「大坂へ詰船召置」くことにした、という。(31)こうした新上使の下向および在府中の九州大名の御暇・下国は、世上の耳目を驚かし、大坂の陣後の二十余年間は天下一統・大平の

世として合戦もなかったので、上方の諸国から長崎見物の名目で、ひそかに合戦見物に下る者が多かった。特に京都・大坂・堺・長崎の諸商人は戦場近くの各所に店を構えて、陣中の御用聞きをしたため、陣中の掟に「不可押買狼藉事」の箇条が附け加えられた程である。(32)

こうした状態の中で、原城攻撃では鍋島氏の一番乗りが実現するわけであるが、そこには島原隣接の大藩として、「若此方手前跡ニ成、手後ニ候てハ外聞無残所、不可然儀ニ候条」というように、(33)勝茂自身、面目にかけても最大の戦功をたてる決意であった。十四年十一月、元茂・直澄の九州下国の際、かれが両人に与えた書状では、未だ「御上使衆背御下知候而ハ、曽而能有間敷候」というにとどまっていたのが、(34)翌年正月五日の書状では「必乗取可申と見懸候刻者、縦御上使御下知相背候而も不苦候条、其心得尤候、如存、嶋原之儀、最前より手前より為申上儀と言、其上近所ニ候処、諸手城を乗候刻、若二番ニ成候而ハ外聞不可然候」(35)と、乗取りの見込みがあれば上使の下知に背いても城攻めを敢行せよとまで命じているのである。その後、原城の攻略は、水野勝成の参陣を待ち、二月二十四日の軍議の席で総攻撃を決定するも、一度は流れ、さらに二十七日、上使戸田氏鐵の陣所で諸将が集会、攻城を翌日に評議一決して濃茶で談話中、物見の者が鍋島勢の城乗りを知らせてきた。この時、松平信綱は「さては鍋島が抜懸せしと見えて候、今は前後の評議にや及ぶべき。おの〳〵心まかせに乗取らるべし」と下知し、(36)翌二十八日の本丸攻略では、ついに剛勇の士鍋島大膳正之の主従が天草四郎時貞の旗指物を分捕って一番乗りを果したのである。この鍋島氏の原城攻略の功績に対し、三月二日、江戸より下向してきた上使太田資宗は、寺井に出迎えた勝茂と面談し、次の奉書を渡した。(37)

御状令拝見候、去月廿七日賊徒篭候古城二之丸之出丸被乗取刻、二之丸小屋を放火、即時に諸手本丸押詰及、廿八日悉落城之由丹預之趣達　上聞之処、御機嫌被　思召候、委細期後音候、恐々謹言、

三月十日　　阿部豊後守　忠秋

酒井讃岐守 忠勝
土井大炊頭 利勝

鍋嶋信濃守殿
同 紀伊守殿
同 甲斐守殿

鍋島勝茂が島原の軍陣で要した経費(元茂・直澄への渡し分をふくむ)は、米一万五千七百三十四石五斗一升と銀千二百二十六貫二十四匁八分、銀に換算して千九百六十五貫七十八匁六分にのぼるが[38]、その軍功の背景には、こうした厖大な出費に象徴される意気込みがあったのである。しかし四月六日、西国の諸将に小倉集合が命ぜられ、上使より上意の趣意が達せられた時、松平信綱は「鍋島家老共夜掛ノ時、別テ骨折ケル段達上聞、御機嫌被思召」と諸大名の前で披露すると共に、「二月廿七日城乗ノ儀ハ於江戸御詮議可有之」と申渡した。これは細川忠利が勝茂の宿所で密談した際、「上使ノ法令ヲ御破リ御先乗ニ付、伊豆守殿存入甚悪シ、如斯ニテハ以来御為被宜間敷様子ナリ」と述べた言葉に端的に示唆されている[39]。

その後六月四日、江戸召喚の老中奉書が届いたので、勝茂は翌朝佐嘉を発駕して道中を急行、大坂で松平忠明と夜半に及ぶ要談をとげた後、東海道を六日間で通過して、二十三日に着府した。評定所への出頭は二十六日である。これに先立ち江戸の風説では「勝茂公上使の軍令を被相背、一番乗をし玉ふ事、伊豆守殿憤り深きに依て、領国を召上られ遠嶋せらる共、又御配所ハ出羽国と被相定なと密に内意を告る者も有、雑説区なる」という状態であった。佐賀藩邸では「当家の浮沈此時に迫れりと上下汗を握る」なかで、評定所出頭の前日、すでに三月下旬に参勤出府中の元茂・直澄をはじめ諸老臣が参集して対策を協議した[40]。その時、「殿様於江戸萬一御不慮ノ儀アラハ、御譜代ノ者トシテ卒爾ニ城ヲ可渡筈ナシ、然ル時ハ御家中悉篭城シ、妻子ヲ殺シ、城ヲ枕ニ可討死」といった強硬意見も出[41]、勝茂は

徹夜の会議を終えると、妻子らと盃を交わして藩邸の玄関を後にした程である。[42] この日、勝茂提出の口上書では、「紀伊守・甲斐守儀、わかき者ニ而御座候へハ、無遠慮出丸之右手より二之丸へ直ニ乗籠申候、右之仕合ニ御座候て、于今何共迷惑仕候、廿七日城乗之儀、兼而相たくミ不申候儀ハ…」云々と弁明しているが、[43] それがかれの本心でなかったことは改めて述べるまでもない。結局、勝茂は出仕停止、江戸桜田屋敷での逼塞を命ぜられた。これが改易まで発展しなかったのは、島原の乱での鍋島氏の武功に対する大方の敬意と、その後の不測の事態への同情もあづかって力があったと思われる。しかし、さらに直接的理由としては、評定所での大久保彦左衛門の弁護内容からも推察されるように、幕府が、武勇をもって鳴る九州の大藩佐賀の鍋島氏とその家臣等の頑強な抵抗を押切ってまでして改易を断行し、再び九州で戦乱を惹き起こすだけの意味と必要性を認めなかったためであろう。

以上、島原の乱と鍋島氏の対応について若干紙幅をとりすぎたきらいもあるが、いずれにせよ、これは佐賀藩鍋島氏の浮沈にかかわる一大事件であり、その後の同氏の参勤交代と深くかかわる問題だったからである。勝茂が板倉重矩・石谷貞清らと共に原城一件での逼塞を赦免されたのは、十二月大晦日のことであった。[44] 勝茂父子が評定所に出頭した時、そして閉門（逼塞）以後も、鍋島家ではいかなる裁許があるやと上方の三社（伊勢・多賀・愛宕）へ代参者を派遣し、特に伊勢神宮には年篭りの参詣をおこなう程であった。開門の許しが出た後も、これを吉例として佐嘉・小城から毎年代参者を出し、また参勤交代の帰途における藩主みずからの伊勢参宮などの例をみるのは、このためである。[45]

翌十六年の正月二十八日、勝茂・元茂は、その前日の奉書によって江戸城で将軍家光に拝謁、「有馬一揆速ニ落去、忠節被思召之由」の上意を請けて退出し、直ちに老中その他へ廻勤した。[46] 四月二十二日、家光は「こたび参覲の輩幷に近日就封の人々をめして饗」し、家門・諸大名に猿楽を見せた後、白木書院で御三家及び万石以上の者に倹約・禁教の件を戒諭した。[47] この時、勝茂がその中にいたことは、同人の書状に「我等儀も罷出見物申候様ニと、御年寄中ゟ

以御奉書被仰聞候故、登城申候処、御振舞」云々とあることから明瞭である。[48]

ところで、同年中に勝茂が賜暇をえて帰国したか否かは判然としない。『元茂公御年譜』(A)には、翌十七年条に「今年の春、勝茂公上野の東照宮江御拝参の序テ、南光坊天海大僧正江御対面有、有馬の賊徒御退治御祈禱の御礼、且旧冬御蟄居の節、御坊　将軍家へ御執成の子細を以、早々蒙御赦免の由、御礼謝有」とあるが、[49]一方、『勝茂公譜考補』(B)は、同じ件を「依之公御暇御下国ノ後、年ヲ越テ御参勤アリシ時、寛永十九年□月十七日公東照宮へ御参詣ノ序ニ天海大僧正へ御見廻アリテ、先年ノ懇情ヲ深ク謝セラレ」と記し、[50]二年の喰違いがある。いずれの記事が正しいかは決め手がないが、これを若干検討すると、第一に、勝茂が下国の後、参勤した上で天海に謝礼したとすれば、(A)の場合、勝茂は十六年中に賜暇をえて帰国し、同年中か翌年正月頃には佐嘉を発って参府せねばならず、定例と若干差異を生ずるのに対し、(B)の場合、矛盾はきたさないが、十九年に初めて謝礼するとは余りにも遅れすぎて不自然である。第二に、勝茂が下国せず翌年春まで在府して、そして謝礼したとすれば、(A)では妥当するが、(B)の下国・参勤後の謝礼なる記事は誤謬ということになる。そこで私は、第二の(A)の場合をとり、(B)の十九年は勝茂が天海に謝礼のため会った年というより、それを一寺建立の形で実現した年とみたいと思う。なお、天海の「将軍家へ御執成の子細」とは、かれが、尾張・紀伊の両徳川家、さらに将軍家光に御目見を願って、「此節鍋島家御免ナクハ、向後万一ノ時誰カ天下ノ為ニ難ニ趣(赴)ク者アラン」と説得し、また老中にも使者をもって「鍋島家御免延引不可然」と申入れ、このため年内の逼塞御免となったことを指す。勝茂は、その謝礼を述べると共に、十九年に上野山内に一乗院を建立したのであった。[51]

右のように整合すると、勝茂は寛永十六年は前年に引続いて在府し、翌十七年の五月十一日に賜暇をえて下国、六月佐嘉に到着後、直ちに「着国ノ御礼使」として諫早豊前守を派遣し、将軍に献上物を捧呈したことになる。[52]勝茂の参府は翌十八年三月で、かれが国許の諫早豊前守らに宛てた四月四日附の書状には、「我等儀、先月十日大坂令着、

翌朝罷立、江戸参勤申候処、同十二日江州水口にて熱気指出、散々相煩候へ共、薬数服急ニ用候故、早々熱気引、漸々得験気候条、心安可被存候、就其道中令延引、先月廿九日江戸着申候、然者昨三日為　御上使阿部豊後守殿御出、御懇之　上意之旨被仰聞、冥加之至忝仕合存事候、（中略）近日御老中迄申上、御目見可申候条…」とあるので[53]、かれは二月下旬頃に佐嘉を発駕、途中病気で三月二十九日に江戸到着、四月上旬に将軍に拝謁予定ということがわかる。なお、『元茂公御年譜』によれば、「今年より勝茂公と元茂公御父子様、江戸御国御交替にて御参勤可被成之旨台命有」り、五月十二日には元茂が賜暇を得て、七日後に江戸を発駕、帰国の途についた。これすなわち、「是より佐嘉・小城隔年之御参勤始り候也」ということになるが[54]、その歴史的前提と経緯については後述する。

翌十九年の五月九日、幕府はまず小笠原忠真ほか三十四名に対して、「来年二月より番をわかち交替して。封地の政務をはからふべし」と命じ、さらに十四日には「先に交替を命ぜられし普第のともがら。今籠をとりて番をさだ」めた。かくして、小笠原忠真ほか二十三名は「今年就封」、松平頼重ほか六名は「来年六月参覲」、石川忠総ほか二十名は「今年在府」、松平定行ほか十六名は「今年参覲」を命ぜられた[55]。これは従来、定府だった譜代大名にも参覲・就封が規定され、参勤交代制が全大名に一般化されたことを意味する。なお又、『寛永小説』には、

大猷院様　御代迄は御譜第衆は常江戸にて、国持衆も参勤之時節しかと不相定候処に、国持衆は四月交代と被仰出、其後御譜代衆は二月か六月か勝手次第ニ可被仰付候間、願ひ候へと被仰出候、其時いづれも相談之上にて相願ひ、六月に相定り候由、

とあるが、ここでいう国持衆に対する四月交替の下命は寛永十二年の武家諸法度においてであり、譜代衆が二月か六月かに参覲・就封するというのは、前出の同十九年五月の下命をさすものとみてよい。なお、同年の九月朔日には、また「普第（譜代）大名の中、交替の制を仰出」され、青山幸成ほか三名は「毎歳八月交替と定め、今年在府」、永井尚政ほか四名は「明年在府」、奥平忠昌ほか六名は「毎歳府にて越年し、今年は在府半年にて交替」、松平忠次ほか六名は

「明年在府」と下命された。[56] この九月下命の分は、先きの五月の顔ぶれとは一致しないので、結局、譜代大名の参覲・就封は二月か八月いずれかの交代に大別されるようになったものとみられる。

二　長崎警備と参勤交代との関係

これより先き同十九年三月、鍋島勝茂は賜暇の御礼に江戸城へ参上し、将軍家光に拝謁して御馬を拝領、御前近くに召出されて、次のような上意を承けた。

「去々年ガレウタ船が長崎表に着船していたので、これを成敗させたが、派遣の残りの者は差戻らせた。重ねての来航もあるかと思うので、去々年から長崎表の番を松平筑前守（黒田忠之）に命じているが、手寄りでもあり当年は其方に命ずる。しぜん又々、ガレウタ船が来着した時は、松平下総守（忠明）・井上筑後守（大目付・政重）・馬場三郎左衛門（長崎奉行・利重）・柘植平右衛門（同上・正時）にも申付けているので、よく相談のうえ、もし人数などが必要ならば差出すことにする」[57]

これによれば、黒田忠之は寛永十七年以降、長崎警備に従事し、翌々十九年には鍋島勝茂が相役として加わったことになる。ところで、『黒田家譜』などから黒田氏の長崎御番の下命を十八年春とする説もあるが、[58] 鍋島氏の年譜類ではすべて一年前の十七年としている。この早急な判定は難しいが、私は次の点をいちおう判断の素材としておきたい。島原の乱後、幕府は、最終的には十六年七月、ポルトガル船の来航禁止・帰帆の命によって鎖国を完成させたのであるが、翌十七年六月には長崎来航のポルトガル船の検査に大目付加々爪忠澄らを派遣して、同船の焼打ちと乗組員六十一人の梟首を敢行、[59] ついで十八年二月、黒田忠之・五島盛利・大村純信に対して、「ことし参覲すべしといへども。阿媽港船通商禁ぜられしにより。すべて異国船着湊の折から。猶在封し心用ゆべきむね奉書もて仰下」したのである。[60] なお、十七年の場合、将軍家光の日光社参は四月下旬には終え、五月十二日には毛利秀就以下「就封辞見す

る者卅七人」に及んだが、この時幕府は、諸大名にキリスト教の禁を厳重にし、かつ又「けふ暇たまはる諸大名封地の遠近を考へ。道途の差支あらん様にはかりあひて。明年四月廿日前後に参覲すべし」と下命している。[61] 黒田忠之が右の三十七人の中にふくまれることは、前後の関係史料から確かであるが、また前記の事件で六月二日には江戸から大目付加々爪らが長崎へ派遣された点を併せ考えると、かれが帰国後は加々爪らの任務に助勢を命ぜられたとも推察でき、したがって引続き十八年にも「在封」を命ぜられたとみて大過ないのではなかろうか。そこで、十八年二月の奉書内容のみから同年以降とするのは若干疑問もあり、私は前年（十七年）以降の長崎警備であると一応措定しておきたいと思う。

ここで、幕府が長崎警備を黒田・鍋島の両氏に下命し、細川氏を外した理由について若干言及しておきたい。『黒田家年譜』によれば、幕府老中が「肥後より長崎へは一渡しだから、細川越中守に命ぜられては、」と具申したのに対して、将軍家光は、長崎勤番がよければ異国の抑えとなるが、悪しければ日本の不吉であるとして、両将に不和なき者同士を選んだという。家光が先ず黒田氏に下命したのは、筑前が八幡宮の御生国であって、黒田の武意地に勝り、将軍家への忠信すぐれて深き点にあり、次に鍋島氏を相役としたのは、鍋島が先祖以来、黒田とは入魂の筋目であって、長崎が鍋島領知の内であるためだとし、最後に細川氏を外したのは、黒田・細川は隠れもなき不仲、また細川・鍋島も先祖入魂たることを聞かぬを理由としたのである。さらに家光は、長崎が古くキリシタンの地で、その町人も異国人とは親しみ深く、両者協力して島原一揆のような企らみを起こすやも知れず、もし番所に渡し置く石火矢・玉薬を奪取されるなどあっては恥辱であると述べ、黒田は大勇の剛将、鍋島は玄儀の和将、陰陽和合して西海を抑えたならば、異国より窺うことはない、筑前及び肥前は異国抑えの大役、武国の戦いであって、武門の面目、これ九州を全部拝領したよりも有難いと存ぜよ、と申渡したという。

右の記載内容は、黒田氏が長崎警備を栄誉の任職として、家光の言葉に若干の誇張、潤色を施したきらいがないで

もない。果して黒田・鍋島・細川三氏の関係は、寛永以前において実際そのとおりだったであろうか。これら三氏が、豊臣大名の範疇に入り、かつ徳川氏の全国征覇後も近世大名として生きのびた点には共通性があるが、関ケ原の戦で黒田・細川両氏の父子が共に徳川方についたのに対し、鍋島氏は父子が徳川・豊臣方に分れた点では若干違いもある。黒田・細川両氏の関係が江戸初頭から悪いことは多くの史料が語るところであるが、では黒田・鍋島両氏、あるいは鍋島・細川両氏の関係はどうであったか。まず、前者の場合からみると、慶長四年正月の伏見騒動では、浅野長政・黒田長政は伏見豊後橋の鍋島邸で豊臣、徳川のいずれにつくかで密談し、さらに「直茂公、黒田如水ト両人、内府公ヨリ向島ノ新館へ被相招御密談」ありというふうに行動を共に行動を共にし[62]、ついで関ケ原の戦後、黒田氏の福岡築城の際は鍋島直茂これを助力し、他方、鍋島氏の佐嘉築城には黒田如水・長政がその地を訪問、また勝茂が長政より借銀するなど[63]、両氏の関係は緊密な状態が続いたが、元和以降は急速に冷却化した模様である。

『元茂公御年譜』は、文禄の朝鮮出兵、関ケ原の戦以来の如水と直茂の入魂の様子にふれた後、右の事情をこう説明する。元和頃[64]、長政が筑前在国中に大船を新造、また福岡城本丸より二ノ丸への通路の橋をかけたのが公儀に聴こえ、黒田家滅亡が取沙汰された。この時、長政は、在府中の勝茂から報せがない以上、虚説だとして驚きもせずにいたところ、江戸より長政召喚の奉書が到来した。長政は筑前出発の時から、道中で鍋島の飛脚が到来するものと、海陸両路、日夜行き逢う船や人間にこれを尋ね、これが箱根峠まで続いた。このため、かれは遂に「かねての入魂につき、勝茂を深く頼んでいたのに案に相違した」と大いに憤り、そのうち鍋島の飛脚とて文箱が到来した時、「是ハ必謀書成へし」と封も切らずに返したという。事実、これは鍋島の家臣持永助左衛門が勝茂に、「長政の大支此時也、江府の沙汰、心得の為可被仰遣」と幾度も申上げたが、勝茂はこれが世上に洩れ伝わるのを憚って放置したので、助左衛門はたまりかねて御判紙を求め御状をしたためて遣わしたのだった。その後、長政は幕府から右の科として槍を減ぜられ、今に一本道具ということで、これ以降「肥筑旧好を変して不和」となった。元和末年、諸大名が内裏に参

内した時、長政は四位の侍従で紫宸殿の縁に伺候、勝茂は五位の諸大夫で白砂に座したが、長政は上座から見下し、勝茂の膝元に鼻紙を投げ捨てて大いに無念がらせた。寛永三年、勝茂も四位の侍従に任ぜられたが、他方、大坂城石垣の手伝普請でも人夫たちが喧嘩して「弥遺恨深し」という関係になったという。これより先き「佐嘉神埼両山内の米、上方廻米有ニ付て」、鍋島氏は黒田氏に依頼して姪浜に蔵床を借り、藩蔵を建てて侍を派遣、交替で勤番させていたが、こうした両者の不和のため、佐賀藩では毛利氏に頼んで下関に蔵を移建したのであった。(65)

これでは両将「陰陽和合」して協力するどころの話ではないが、他方、後者すなわち鍋島・細川両氏の関係については、細川忠興が子の忠利に宛てた慶長五年より寛永十年までの書状にみる限り、鍋島氏に関する記事は少なく、細川・黒田の険悪に近い関係とは程遠いものがある。(64)くだって寛永十五年二月、佐賀藩の軍勢が上使松平信綱の命に背いて原城攻めの一番乗りを果し、このため信綱の怒りを買った時、忠利が小倉の宿所に勝茂を訪ねて密談したことは既にふれたが、この時忠利は、「私兼日ノ御入魂無疎存ニ付、随分肝煎、豆州へ懇ニ申達、存入無別条様ニ可申宥」と述べて、信綱の怒りを解く条件として、「乍然一存計ニテ申達儀ハ難相成、今度上使ノ御軍令ニ御違ヒ御先登不被成ノ旨神文御認、私へ被成御渡タシ、於然ハ宜計可申、無左ハ必御大事ニ可相成カト存ニ付、御内意ヲ申承ルナリ」と、誓紙の提出を勧めている。島原の乱で九州諸大名中、鍋島氏と最も軍功を競った細川忠利の言葉である以上、その意味まことに深重というべきであるが、勝茂は「御懇切ノ至、忝」いと、吸物など膳を出して饗応したのであった。(66)他方、忠利の父忠興は、翌十六年正月、「勝茂公御開門有、登城の義を祝せんと招請にて茶の湯を興行、(中略)今日ハ目出度座にて侍る程に、軍物語を致し可申」と、種々話をした中で、特に遠江三方ケ原における武田信玄と徳川家康の一戦の模様と織田信長の批評などを興味深く語って、勝茂をもてなした。(67)これによれば、細川・鍋島両氏は、少なくとも寛永十年代とくに島原の乱後の時点では、不仲の関係とはいえないようである。

以上のことがらを総合すると、幕府が黒田・鍋島両氏に長崎警備の大役を命じたのは、第一に、その地理的条件と

負担能力を重視したために外ならないが、第二に、右の両氏が相和しているからではなく、逆に反目している点を利用して、長崎警備をつうじて相互を競合関係におき、幕府に対抗できる潜在力を政治・経済の両面から分散、減退させることをねらったためと推測される。(68) また幕府は、細川氏には、別に島津氏の抑えの役割を発揮させる一方、黒田氏をも牽制させ、九州の中央部を占める肥後の細川氏を中心とした黒田・鍋島・島津諸氏の勢力均衡の上に立って、幕府みずからの九州大名に対する支配統制の維持・強化をはかったとみられるのである（なお、小笠原氏の小倉配置その他にも要留意）。

さて、前述のように鍋島勝茂は、将軍家光から長崎警備を命ぜられると、即日五ケ条の覚書をもって老中松平信綱に勤番内容を点合し、さらに同役阿部忠秋・同姓重次にも念を押したが、その内容は次のとおりである。(69)

覚

一かれうた御訴訟ニ参候時之事、
　是は深堀ニ而、何たる様子ニ参候哉と相究、其後長崎へ無滞可指通候事、
一南蛮人船数乗渡候時之事、
　是ハ御差図之外一艘も船差出間敷候事、
一かれうた寄船之事、
　是ハ若寄船之時は、南蛮人岡へ成とも勝手次第ニあけ候て、番を付置、長崎早速注進候事、
一人数幷船長崎・深堀間ニ少々遣置可申哉之事、
　是ハ深堀へ二三百人も罷有所候由申候ニ付、其通ニ而先可然候、船も長崎・深堀間へ遣候事無用ニいたし、自然かれうた着候其刻、乗廻し候様兼而仕組仕置、人数も兼而仕分候而可召置之由、
附
切々長崎へ拙者見廻可申哉之事、
　是ハ切々無用ニ候、一両度は可然由ニ候、大炊頭・讃岐殿領分之儀ニ候条、一両度之上ニ而も苦かる間敷よ

し御申候、

一相替儀無御座候とも、切々御注進可申上事

是ハ切々御注進ハ無用ニ候、乍然常々在国之時分とは相替候条、其心得可申之由候、

以上、

かくして勝茂は、四月四日に江戸を発駕、十六日には大坂に到着して大坂城代阿部政次らと面談した。下国前、かれは国許宛てに、今度幕命によって長崎警備に赴くので、鍋島安芸・中野内匠・同将監の三人が諫早で待つよう命じた。そして、江戸より随行の家臣は、疲労を理由に佐嘉へ帰らせる一方、佐嘉からは新たに随行の侍十人を差出させ、勝茂一行とこれらとは平井で合流し、直ちにここから出船、長崎へむかった。[70] なお、この時、勝茂は佐嘉に立寄らなかったようであるが、「御下国御着城の翌日、長崎御越、是より毎月御見舞也」との説もある。[71] その後、かれは翌二十年春まで深堀・神ノ島に軍勢を配置して長崎警備を勤めたが、同年四月、幕府が黒田・鍋島両氏の参勤・長崎警備をこれより一年交代でおこなうよう命じたので、黒田氏に引継がせて、早速江戸へ参勤した。[72]

なお、長崎警備は、黒田氏の場合、寛永十七年には「御番所無之、番人ハ船ニ在之」、すなわち「水ノ浦・長崎ノ浦へ船ニ乗組、差ヲカル」という勤番方法であったが、翌十八年幕府は大坂御蔵より石火矢・大筒・玉薬を貸付けた。ついで同二十年には、黒田氏は西泊・女神、鍋島氏は西泊・戸町の各二ケ所に仮小屋を設置する方法へと進み、[73] さらに慶安二年には、従前の「小屋懸ニテ、其モ当番切ニシテ番所トテ定リテハナカリシ」を、長崎両御番所（黒田氏―西泊、鍋島氏―戸町）建立による勤番方法として定着した。西泊御番所は天領内にあり、外輪廻り二百二十一間四尺四寸、面積約三千八百七十坪、戸町番所は大村領内に位置し、外輪廻り百九十間、面積約二千八百四十坪である。[74]

なお、寛永二十年の仮小屋設置と同じ頃、鍋島安芸守は、みずから深堀山頂と高島に遠見番を置いたが、その後も香焼島・沖島・伊王島・高島・脇津の五ケ所に遠見番所を設けている。[75]

長崎警備の人数割については、天和元年長崎奉行の訊問に答えた書付によれば(76)、まず当番年は約千三百人余で、大物頭三人が西泊・戸町・深堀に、目付役一人が戸町に、鉄砲物頭十一人が両御番所と高島・伊王島・沖島に、石火矢役士十四人が両御番所に詰め、深堀・香焼島・脇津詰士六人、足軽百五十人、船頭・舸子五百九十人で、関船大小四十六艘が両御番所と深堀に配備される。次に、オランダ船帰帆以後は、約八百人余で、番頭二人が西泊・戸町に、目付役一人が戸町に、鉄砲物頭三人と石火矢役侍四人が西泊・戸町に詰め、深堀及び島々詰士九人、足軽百人、船頭・舸子三百二十六人、関船大小三十一艘と鍋島官左衛門の家来が配備される。最後に非番の時は、深堀に約五百三十人が詰めるが、番頭一人は深堀に在番、深堀島々詰侍九人、足軽十四人、船頭・舸子百七十人、関船大小二十四艘と鍋島官左衛門の家来が配備される。なお、これら詰番役侍の禄高を示すと、鍋島官左衛門は定役で六千石、西泊・戸町詰の大物頭、同じく小番の際の物頭及び非番時の深堀詰の物頭は約千～五百石、戸町の目付役は五百～二百五十石、西泊・戸町・高島・伊王島・沖島の鉄砲物頭は四百～二百石、深堀詰侍は百石、西泊・戸町の石火矢役、香焼番役、深堀の武具役・兵粮役・目付役の各侍は五十石、となる。

次に、元禄十一年佐賀藩主鍋島綱茂が江戸登城の際、懐中にした「長崎御番方大概」抜書によると、長崎警備に関する人数割は、当番の年が千三百人（内、番頭三人・物頭十人）・船四十六艘、オランダ船帰帆以後が八百人余・船三十一艘、非番の時が五百人余（内、番頭一人・侍九人）・船二十四艘で、天和元年の場合と数値的に大差はない。また、石火矢・大筒は西泊に各十九挺・九挺、戸町に十五挺・十一挺を備え、石火矢の台場は当番年が神崎・太田尾（以上、天領）・女神（大村領）の三ヶ所、非番年が白崎（大村領）・陰尾・長刀岩・高鉾（以上、私領）の四ヶ所に設けられ、道生田御薬蔵は西泊、戸町に各一あって、その玉薬は箱詰にして収蔵されている。長崎御番所の巡廻は、その当初は毎月一度づつだったが、その後は当番年には三度おこなう。私領深堀の遠見番所は香焼島・伊王島・高島・沖島・脇津の五ヶ所にある。さらに、御制禁の異国船来着について、寛永十七年五月ガレウタ船の長崎入津と、乗組員七十

六人のうち六十三人の処刑、残る十三人の唐船による本国返還、船を焼き沈めた件などのほか、正保四年六月の黒船二艘、寛文十三年の英船一艘、貞享二年の南蛮船の長崎入津と帰帆命令などの記載もみられる。(77)

これだけでは長崎警備の一半しか判明しない。そこで、若干重複かつ冗長のきらいもあるが、明和六年三月、藩主鍋島重茂が病いで江戸発駕遅延のため、若年寄・側用人兼帯の水野忠友に内密の相談をするに際し、江副彦次郎ら両名が水野宅を訪問、御番方の大意を説明して提出した「手覚書」の内容を次に示す。(78)

一大猷院様御代寛永十九年三月廿六日、古信濃守勝茂御暇被下候節、於　御前被仰渡候は、先年長崎江かれふた船着岸仕候を御成敗、残者ハ被差帰候、重而参儀も可有之候、去々年以来松平右衛門佐江御番被仰付候、当年は手寄之儀候条、信濃守江長崎御番被仰付候、自然かれふた船致来着人数入儀も候ハヽ可差出旨被　仰出候事、

一翌二十年同人参勤之上、長崎御番之儀松平右衛門佐様と一年代ニ被　仰付候事、

但、寛永二十年ゟ正保四年迄は四月参勤、慶安元年下国、同二年四月参勤仕筈候処、同月右衛門佐様御暇被仰出、信濃守江は重而被　仰出候迄は在国仕候様御奉書到来、初而十月参勤之上、非番之年は二ノ目被　仰付、異国船帰帆以後参勤仕候様被　仰付候、其以来代々不相替相勤、当年迄百三十年ニ及相勤候事、

一右之以後、代々御暇被下御礼申上候節、長崎当御番之儀蒙　上意候、右ニ付而、御番所幷御石火矢・大筒等信濃守江御引渡被成候、非番之処は筑前守様御勤被成候様筑前守様江之御奉書、即日長崎御奉行様信濃守方御持参被成候を、下国之節旅中大坂辺ゟ筑前守様御国元差遣、信濃守儀豊州大里参着之段国元申遣候上、御番申付候家来共長崎相越、筑前守様御番人申談、長崎御奉行様江申上、御番所致交代、御石火矢・大筒・玉薬請取候事、

一当御番之節、西泊・戸町両御番所江番頭以下御番人百三十人餘、関船其外大小二十四船、船手之者五百四十人程申付、相勤させ候事、

但、阿蘭陀船帰帆以後は、御番申付置候者共幷繋船之内少々相減候事、

一御石火矢御臺場七ヶ所被相立置、自然御制禁船来着之節、当御番中は右之御臺場内三ヶ所請取、非番之節は外四ヶ所御臺場請取候事、

一信濃守御暇ニ而下着之上、長崎罷越、御奉行様江遂対語、両御番所幷御藁蔵巡見仕候事、

一阿蘭陀船入津之段致承知候上、長崎罷越、右同断、

但、非番之節は不罷越候、

一当御番年九月阿蘭陀船帆之節、前辺ゟ長崎表罷越、出帆之上帰城候事、

但、阿蘭陀船出湊之上、帆影見隠候迄は供家老之内、長崎屋敷相残置候事、

一御番所幷御臺場其外修復之儀、筑前守様・信濃守申談、御奉行所得御差図相整候事、

右前条之趣は、筑前守様ニ而も御同様之儀ニ而御座候、

一当御番年在国内長崎表相替儀無御座段、毎月御老中様迄以飛札申上候事、

一御番方之儀、兼而家老鍋嶋七左衛門と申者江代々申付置、当御番之節は知行所深堀江致在勤、阿蘭陀船帰帆以後、城下江引取候事、

但、深堀之儀は長崎手寄之海辺ニ而御座候、

一深堀江番頭以下三十人余、七左衛門家来三百人相勤、船数二十五艘繋置候事、

但、非番之節も同然御座候、

一自然御制禁船来着之節、早速人数差出候ため家老諫早豊前知行所諫早矢上と申所、長崎近所ニ付、右之者家来人数千人・武具其外、当御番非番ニ不限用意申付置候事、

一長崎之儀は、信濃守領分ゟ別而程近キ場所ニ御座候、領海嶋々五ヶ所江遠見番相建置、末家幷親類家老共江番方申付、当御番非番年共、右家来之者共差置、繋船等仕置候事、

一遠見番所之儀、平日異国船見請候仕与仕置儀ニは候得共、猶又阿蘭陀船来朝之時節ニ相成候得ば、毎年五月初旬ゟ長崎地方之遠見幷増番人等申付、阿蘭陀船沖ニ相見候節は、早速飛船を以御奉行様江注進仕候事、

此方領分之儀は、長崎別而年寄之儀故、急ニ人数等御用御間ニ合候節之ため、彼是兼而右躰之仕組申付置候、前ニ書載仕候御番人数等は、平日申付置候勤人数ニ而御座候、自然御制禁船来着之節は、人数等之儀格別ニ仕組申付置族、

一兼而長崎御奉行所様江被御渡置候

御黒印御下知状

公儀御代替之節は、御写御在府之長崎御奉行様御持参御渡被成、扨又信濃守代々家督始而長崎罷越候節、於御奉行所御本書拝見被　仰付、御写被渡下候事、

右之通長崎御番方之趣大概書載仕、被御聞置可被下候、以上、

丑三月

これによれば、明和六年の長崎警備の人数は、当番年の場合、長崎両御番所に番頭以下、番人百三十人余と船頭・舸子五百四十人、それに深堀詰の番頭以下三十人余、鍋島七左衛門の家来三百人を合計すると約千人で、天和元年・元禄十一年の千三百人に較べると、約三百人の減少である。他方、船数は二十四艘と深堀繋船二十五艘を併せると四十九艘で、三艘の増加である。この場合、船数は問題ないとしても、人数の減少幅の大きい点が目につくが、これは鎖国体制の安定・恒久化にともなう警備体制の合理化によるものと推察される。

なお、くだって寛政十二年八月、幕府勘定奉行石川忠房らの問合せに対して佐賀藩が答弁した「演談書」は、御番方の詰人数は公儀より特別の規定なきも先前から総人数千人程を詰めさせ、禄の多少によって少々の増減はあると述べ、さらに、御番所以外にも領内の島々に遠見番所を建て、また家老鍋島淡路知行所の深堀は異国船入湊の入口なの

で、人数・武器・早船などを配置し、淡路を御番方の定役に任じて、当番年はその番中、非番年は紅毛船の入津から帰帆まで詰めさせる。家老諫早播磨知行所の諫早も長崎の近所なので、これも規定軍役の外に千人を御番御用の際、すぐ出動できる態勢を整えている、と記している。[79] この場合、深堀番は、かつて鍋島勝茂が家老鍋島若狭・同内蔵助・諫早豊前・多久美作に対して、「長崎御番被　仰付候ハヽ、右四人ニ而二月より九月迄、一ヶ月替りか二ヶ月替りニ深堀へ付置可申と存候、一番目ニ誰可被罷越由ハ来年被　下御暇次第、先立可申遣候条」と達し、また諫早豊前には特に「其方事、深堀ノ番被仕候へハ、如此中、諫早へしかと被罷有候儀ハ不入事候」と附言したような深堀交代勤番の形態が、[80] 次第に深堀を知行地にもつ鍋島淡路家の定役化と、諫早家の前述のような勤番形式として定着したものと思われる。

以上のような長崎警備の任務について、佐賀藩主はいかに認識して勤役したのであろうか。たとえば、鍋島勝茂の跡を嗣いだ光茂の場合、明暦四年（万治元）五月の代始条目の筆頭に、「今度我等儀、段々忝以　上意、長崎御番迄不相替被　仰付、忝次第面目不過之事ニ候」とした後で、「長崎御番ハ在陣同前之儀」と強調し、武術の鍛錬を命じている。[81] また、綱茂の宝永三年十一月の遺書条目でも、長崎警備の御用にたつ覚悟を強調しているが、[82] 宗茂の享保十七年二月の代始条目においても、その筆頭で光茂のそれと同趣旨の内容、すなわち「急変之節ハ忠勤を励ますへき覚悟」と、「長崎之儀ハ異国之要害に候得者、組頭共猶以不意之事を計り、日夜緩怠なく兵術之修錬」をするよう命じている。[83]

このように佐賀藩主は、その代替り始めの条目で、長崎警備が同藩の重要な任務であることを強調しているが、それは何故か。天和元年四月、光茂は長崎警備の際、戸町御番所で鍋島主水・同官左衛門・千葉太郎助らを召寄せて、「長崎ハ異国ノ手当ニテ大支ノ御番也、然ハ異国ニ対シ日本ノ恥ヲカヽヌ所ガ肝要ノ目当ナリ、自然御制禁船着岸一戦ニ及フ時ハ、我等一番ニ討死スル覚悟也」と述べている。この鍋島氏の「討死スル覚悟」は、同時に『葉隠』の思

想であり、誠を尽す精神であるが、こうした思想醸成の淵源は実に、鍋島勝茂の関ケ原の戦における主体的な西軍加担とその敗北以前、すなわち豊臣秀吉と鍋島直茂父子との邂逅にまで遡る。鍋島氏にとっては、「太閤ノ御重恩」に報ゆるに、その子「秀頼御下知ト有之時ハ、分別ニ及ハス勝負ニハ不構、西方」に馳せ参ずることこそ「御尤ニ候」だったのであり、また他方では、その敵方加担の罪が赦されて改易にもならず、「今日迄家ヲ連続申儀、松平御家ノ御厚恩」と感謝して、「長崎御番被仰付置候コソ幸ニ候、一番ニ命ヲ捨テ御恩報シ奉ル」[84]ことこそが鍋島武士道の真髄であり、同時にお家安泰の唯一の方途でもあったのである。

こうした鍋島氏の長崎警備に対する基本的考え方は、寛保元年の宗教、寛政三年の治茂による長崎御番百年、同百五十年記念の盛大な祝賀行事にも如実に示されている。それは江戸の藩邸、国許の佐嘉城における三家・御親類・同格・家老・着座など列座の下で、芸者の囃子や料理・酒肴の下賜があり、それも「御扶持人之儀は下々迄御酒」を拝領し、さらに大筒上覧と石火矢方の侍・手明鑓・足軽などへの金品の下賜、その他町年寄・諸職人以下数千人に及ぶ下賜品と進上物、罪人赦免など、まことに多彩である。これら行事の趣旨は勿論、長崎御番を「御代々様無滞御勤被遊候ニ付」[85]、換言すればお家安泰という点にあって、このほか長崎警備従事者への慰労と士気の鼓舞を兼ねたことはいうまでもない。

ところで、長崎警備が単に精神面での影響だけならともかく、藩の財政面に密接不可分の関係をもつ以上、事は重大であった。寛永十九年、鍋島勝茂は長崎警備の下命をうけると、すぐさま資金調達の問題に直面した。『勝茂公譜考補』の次の記事は、この間の状況を如実に示している。[86]

「此比公(勝茂)、長崎御番御勤始ニテ費用甚多シ、依之勢屯町富商武富久右衛門へ度々調達被仰付ケリ、(中略)此後長崎町人高石屋長三郎ト云者ヨリ、大黒丁銀百貫目御借入ニ相成、公ヨリ御返辨叶ハセラレサリシヲ、又カノ久右衛門、家資ヲ以テコレヲ償ヒ奉リ…」

こうした借銀等の調達は、その後も続いた模様であるが、特に安永元年には「長崎表御借銀二千六百三十貫余ニ相及ヒ」という状態で、「御番方ニ付テハ場所柄ノ儀、自然御姦等出来仕リテハ如何ノ儀ニ付」として、緊急な収拾策を講ぜねばならぬ羽目におちいっているのである。[87] ところで、長崎警備の過大な負担に対して、幕府がとった見返り施策としては、第一に公儀への手伝普請の免除があり、第二に参勤交代の在府期間の縮小があった。

まず第一に、大名の公儀に対する手伝普請は、近世初期に頻繁におこなわれたが、くだって享保七年八月幕府の作事・普請両奉行が廻文で、慶長～寛永年間の諸大名の手伝普請に関する調査をした際、翌八年二月に佐賀藩主が回答したところによれば、慶長七年の伏見城、同八年の名古屋城、十年の江戸城、十三年の駿府城、十四～十五年の名古屋城、十六年及び十九年の江戸城、元和二年の大坂城、同五年の江戸御用石、六年及び寛永元年・同五年の大坂城、十二～十三年の江戸城の手伝普請があげられる。このほか、佐賀藩の場合、寛永十六～十七年の江戸城手伝普請をもって終り、以後は承応三年の内裏普請の手伝が目につく程度にすぎない。こうした変化は、幕府の大名に対する手伝普請賦課が寛永期をもって一段落したこととも無関係ではないが、佐賀藩などでは長崎警備の負担に対する特典の意味があった。たとえば、前記の佐賀藩主の回答の末尾には、「且又、信濃守勝茂儀、寛永十九年壬午三月廿六日国許江之御暇拝領之節、於　御前初而長崎御番被　仰付候、依之両御番所幷御玉薬蔵、松平筑前守と両手ニ而相建、年来致修理、扨又一手ニ而相調候遠見番所も所々ニ有之候、右之通ニ付、其以後は御普請御手伝其外御役等、至ニ今不被仰付候」と、長崎警備と手伝普請その他の諸役免除とを明確に関連づけて説明し、それが幕府公認のものであるとしている。[88]

この手伝普請等の諸役免除に関して、福岡藩では天明七年に藩主黒田斉隆の幼年による支藩秋月の黒田長舒の代勤と、その各々への諸役負担の賦課をめぐって問題が発生している。同藩の場合、藩主治之が病いで長崎警備も助勤によったが、天明元年病没して養子治高が遺領をつぎ、翌二年同人も病没すると、その養子雅之助（斉隆）がこれを嗣いだ。[86]

ところで、雅之助が幼年のため長崎御番は家老中が名代で勤め、天明五、七年には黒田長舒が賜暇をえて同様代勤したが[90]、同六年十月頃より雅之助に対して上野東叡山御霊屋の手伝普請、長舒には公家衆御馳走役を下命する動きが起こった。そこで、福岡藩では当然、「是迄諸役等不被仰付趣之御書付」の写しを留守居が提出して辞退し、手伝普請の件は沙汰止みとなったが、幕府役人は、長舒が末家（支藩）であることを理由に、公家衆御馳走役を命じたのである。しかも、東叡山の分は公儀普請で出来上ったのに、急に雅之助に対してその「御入方」（入用）だけ手伝うよう又々沙汰するむね内密に伝えてきた。これを心配した留守居は、「以前と違って当時は公辺の評議に案外のこともある由、万一非番の時に不意の仰渡しなどなきにしもあらず」として、此度の（将軍家斉の）御代始めに関しては仰達しどおりにして、「御番方ニ付而は、諸御役不被　仰付由、御名前之御書付」を提出してはどうかと吟味し、閏十月、雅之助の御手伝一件に関する書付を提出すると共に、佐賀藩に対しても書付の提出方を依頼してきた。そこで、佐賀藩ではよく検討した上で、翌七年四月、右の書付を御用番・老中方一統に提出し、「長崎御番一篇ニ被　仰付候御先格之趣」を詳細に申述べたのであった。

なお、ここでは福岡・佐賀両藩主が提出した書付の全文は掲げないが、ただ福岡藩の又合、「正徳六年肥前守宣政病中、末家黒田伊勢守江長崎御番名代被仰付候節も、右名代中ハ外御用不被　仰付之」という前例を挙げて、黒田長舒に対して御手伝などのないよう期待している。結局、両藩の基本的立場は、「両様御用向混雑仕候而は、長崎表之方手当差支之儀も有之、其上御番方軽々敷等閑ニ相成候様ニも御座候而ハ不相済義、此所専一ニ御座候」という点にあり、長崎御番名代の末家の場合もこれに準ずるものとみなしているのである。この御手伝一件は前年冬以来、一応お流れの状態であったが、その後、七年夏に再燃の気配があるのを知った佐賀藩では、「公辺当時之趣を以ハ甚不御安心儀候」と、今後の帰趨への不安感を隠してはいない。鍋島・黒田両家の内に御手伝の沙汰などがあっては、「古来ゟ御家格相違、自然と御番方も軽ク相成、次ニハ末々不被御手御相続之道も難相立、御国家ニ相懸聊不容易事柄ニ

而」と、藩主鍋島治茂は、御番方に関して御手伝などの下命がない先例と、さらに佐賀藩が深堀以下島々の手配、遠見の手当や常住の件で福岡藩とは相並ばない特別の訳柄とを、幕府の大目付秀島平馬へ細かくくだいて説明した。また、治茂は、在府中の雅之助との内談は勿論、老中井伊直幸・水野忠友等に対しても、長崎御番方の初発からの事情を書付にして提出した。雅之助もまた同様、書付を提出すると共に、治茂に対して謝礼の意を表してか、博多織帯地三・熬海鼠一箱を進呈、秀島平馬へは白銀三枚を贈った。

しかし治茂は、その後も御手伝一件に関して、「何卒聊之雑説たり共相知候様有之度」という程、幕閣の動静に気を配っていたが、果して寛政元年正月、幕府は黒田雅之助に上納金の申請をさせ、金五万両の納付を命じた。それは、同人が「御幼年ニ而久々御在府、長崎表御勤向御家老又は御末家被仰含、重キ御用御勤被成候儀難有思召、御自己之御勤も無之被恐入候旨之以御趣意、此節御入用多之儀ニ付、御上納金御願被成度」と、老中松平定信に以下の件――従前、御手伝の勤めをした例なく、同様の勤柄で外々への差障りの有無や以後の例にならざること、など――を相談のうえ、御用金上納に踏み切ったのであった。これは藩主自身が長崎警備を勤めていない弱みから、公儀の意向に従わざるをえなかったのであって、松平定信の雅之助に対する「御在府久々、御自己之御勤無之儀被恐入候御訳柄は相障可申御趣意ニ無之候間、御願被成候様ニ」と勧めた言葉はこのことを端的に物語っている。(91)

こうした事態が、右のような福岡藩主の特殊事情によって招来したことは勿論であるが、他方では長崎警備の機能に対する幕府や藩の認識が、年代の下降と共に次第に変化したことをも無関係ではないように思われる。いうまでもなく長崎警備は、鎖国体制下にあって僅かに開かれた対外交渉の窓口、長崎の防衛を主任務とするものであり、それは福岡・佐賀両大藩の軍役負担を中心とし、秋月・唐津・島原・平戸・大村・五島の六小藩がこれを補完するという、すぐれて軍事機能を優先するものであった。しかしながら、鎖国体制が定着化して、西欧諸国の日本周辺を窺う傾向が次第にうすらぎ、泰平の時代が続くと共に、長崎警備の軍事機能に対する認識が後退・変質化し、長崎両御番

所を異国船に対する防衛・監視施設という観点から、一歩すすんで幕府の一般関所と同一視化する傾向さえ生じたのである。

天明八年の『御番方日記』は、「長崎御番所之儀、公儀御関所之内ニ而、就中格別之場所ニ候」と、長崎御番所を幕府の御関所の範疇に入れて、その中で特別重要なところとしており、この御番所と御関所は同義語とみても差支えない。右の日記は、さらに続けて、「殊更筑前・此御方御請持之御番所ニ候得ば、御領内之船龍通候節は、御公私ニ相対候而は礼儀を以龍通筈ニ候処、年来相緩居候様相見候」と、異国船ではない領内の船舶が長崎両御番所を通過する際の礼儀作法の弛緩についてふれ、その対策を次のように記している。(92)

「自今以後之儀、長崎湊出入之御国船は、御番所前ニ而筑前・此御方御当番共、笠・頭巾・かふりものを取、或は肩を抜候者肩を入、偬又走懸候船ニ而も帆を下候様、此外小歌高声不仕、無礼無作法躰之儀無之、船頭・舵子共相慎、乗候ものも御国之者は不及申、他方之乗衆たる□御領内之船江乗候者江は、右之作法を断聞せ、船中相慎候通、其船頭として立入心遣候様被　仰付候段、筋々相達ニ成ル」

ここでは異国船という対外的防備よりも、むしろ「御国船」・「御領内之船」といった対内的規範が中心となっており、それは平和時における関所規定と共通する内容（たとえば、傍点の箇所など一般関所条項と全く同じ）であって、長崎御番所の治安警察機能の側面を表現しているのである。かつて私は、一般に近世関所が当初の軍事機能優先の段階から、次第に治安警察機能へと性格を変化させたことを、矛盾関係の転化（領主間矛盾→基本的矛盾）の視点から説いたことがあったが、(93)これと類似の傾向を、部分的ながら右の長崎御番所の場合にも認めることができるのである。泰平の時代にあって、長崎御番所はいうに及ばず、一般関所の場合でも、これらが本質として軍事的機能を内包している点は多言を要しないが、それは江戸後・末期の国際的環境の緊迫化、国内政治情勢の混迷、内乱の発生に伴なって再び表出するのである。したがって、ここに至らない前段階では、軍事的機能は表面上は後退しており、こうした歴史

的背景の下に、前記の福岡藩主に対する諸御役の変形ともいうべき御用金上納の勧奨(強要)といった現象が発生したのであって、ここには長崎警備に対する幕閣の認識の微妙な変化が看取されるのである。

ついで第二に、参勤交代の在府期間の縮小は、長崎警備の負担軽減の名目でなされたが、これは勿論、前述の手伝普請その他諸御役の免除と同じ意味を持つものである。もっとも、これは福岡・佐賀両藩が毎年交代で勤番することを命ぜられた寛永二十年からではなく、くだって慶安二年の鍋島氏の参勤時にはじめて実現した点に、寛永段階における幕府の黒田・鍋島ら九州有力外様大名に対する軍役重課の意図がうかがえるのである。

さて、ここでは寛永二十年以降、慶安元年までの鍋島氏の長崎警備と参勤交代の状況からみることにしよう。まず、寛永二十年四月参府した勝茂は、翌正保元年の三月八日、将軍家光と幼君竹千代から上使をもって賜暇の通知があり、家光より銀子百枚と時服三十、竹千代より呉服三十を拝領した。翌九日、かれは登城して黒書院で拝謁、御前近くに召出されて、「異国船来着ノ時分故、右衛門佐へ替り御番相勤ヘシ、去年モ異国ヨリハテレン渡海アリシヲ、右衛門佐領分ニテ召捕タリ、当年モ渡海ノ儀ハカラレサルニ付、心ヲカケ捕ヘ可申」との上意あり、さらに御馬を拝領した。(94) 十五日には江戸発駕、木曽路をへて、二十七日大坂天満屋敷に到着、この地で大坂城代阿部重次らと面談の後、瀬戸内海を経由した模様で、「海上日和アシキニ付テ」四月八日に帰国した。そして間もなく、勝茂は長崎見廻りに出発する予定であったが、長崎奉行馬場利重の江戸からの赴任が遅れたため延期し、同月十八日長崎で馬場と面談した。その際、同年以後、藩主の長崎見舞いは毎月ではなく、時分を見計っておこなえばよいことになった。その後、かれは幕府の石火矢・大筒・玉薬を福岡藩側から引継ぎ、十二月七日には馬場の手をつうじて石火矢十二挺・大筒二十挺・玉薬その他諸道具の貸与をうけた。(95)

ついで同三年には、四月初めに賜暇を得、長崎警備の下命があったが、竜造寺主膳の訴訟によって下国が遅延し、子鍋島直澄(蓮池藩)を名代に立てて長崎へ先発させ、勝茂自身は五月三日に江戸を発駕し、鍋島元茂の子直純(小

城藩）を同道して二十七日佐嘉に到着、二十九日長崎にむけて出発した。同年は当番年のため、かれは九月まで四度長崎へ出張したが、十二月には成富権左衛門を参勤時分伺いの使者として江戸へ派遣している。これは四月の御暇の際、福岡藩主黒田忠之の着国以後に参勤せよとの老中阿部重次の仰達しがあったが、来春には将軍家光・若君竹千代の日光社参があり、特に若君は初めての参詣であるので、早目に参勤したいという趣意によるものである。これに対して幕府は、老中三人の奉書で、直澄と直能の両支藩主には定例のごとく四月に参勤し、勝茂には黒田忠之の帰国以後、佐嘉を発駕するよう命じた。これは通常の大名に認められる早参勤が、長崎警備の主体である佐賀本藩には許可されない点で、まさに特例というべき事柄である。

翌四年四月、勝茂は長崎奉行馬場利重に深堀巡廻の件を尋ね、長崎出張は深堀巡廻と同前ゆえ無用であるとの回答を得た。同月二十九日、かれは参勤発駕、海上は日和悪く、五月二十五日に着府した。ところが六月下旬、黒船二艘が伊王島から長崎へと入津したので、長崎奉行は江戸へ注進、ここに幕府は九州諸大名―黒田忠之・鍋島勝茂・細川光尚・立花忠茂・有馬忠頼・寺沢堅高・高力忠房・大村純信ほか―に下知して、軍勢五万五千五百二十八人・船九百九十九艘を徴発し、西泊・戸町・浦々に小屋掛けして軍備を誇示したが、結局、黒船が帰帆して諸国の兵船は長崎を引揚げた。[96] なお、同年は福岡藩の当番であるが、佐賀藩では諫早豊前・鍋島志摩の領知近辺でもあり、事件発生と同時にこれらの軍勢が長崎に急派された。また当時、在府中の勝茂は、七月上旬元茂（小城藩）に下国を命じ、山城守以下の軍勢一万千三百人・船百二十五艘をもって出動させた。[97]

この事件を契機として、長崎警備体制も強化された。翌慶安元年二月、勝茂が賜暇をえて登城、将軍家光に拝謁した時、「長崎御仕置ノ為ニ付、御暇被下ノ由」の上意で、同月には直澄（蓮池藩）にも賜暇があった。これは勝茂が老齢のため、直澄を名代として長崎警備に派遣したのである。さらに、同年より十月参勤と、オランダ船の帰帆までは福岡・佐賀藩主とも非番年も在国して、非番の大名は二ノ目を勤め、異国船の帰帆後に参勤することが下命された。

この場合、佐賀藩は慶安元年が当番年であるので、十月参勤は翌二年からとなる(前掲「手覚書」を併せて参照のこと)。他方、福岡藩は、右の下命どおりとすれば慶安元年から十月参勤の筈であるが、この点は後考にまつ。なお、二年十月、勝茂は長崎の異国船帰帆後に佐嘉を参勤のため発駕し、十一月十八日に江戸城で参勤の御礼を言上した。長崎警備の当番年に、かれが長崎へ出張したのは、慶安元年―四回、同三年―三回、承応元年―四回で必ずしも一定しないが、右の最後の年、勝茂が孫の光茂と同道で長崎へ出むいた時、長崎奉行から今後、長崎見廻りは「九月迄二三ケ度宛可然」と申渡され、以後三回が定例となったようである。(98)

こうした福岡・佐賀両藩における従前の四月参勤より十月参勤への変更、定制化は、いうまでもなく参勤期間の縮小であり、また恒常的な長崎両御番所の設置とも軌を一にしているが、実際の参勤時期が運用面で年によって変動をみたのは、当然でもあった。それは異国船の来航や帰帆状況や、長崎警備の相役の勤番状態その他の条件に左右される場合があったからである。宝永四年の『吉茂公御年譜』には、次のような記事がある。

一同十二日(十二月)、長崎当御番所松平肥前守(黒田綱政)殿へ御交代ノ上御参府被成候様、最前御奉書ノ旨ニ候ヘトモ、夏秋阿蘭陀船・唐船段々入津ノ砌、御油断難被成候条、右ノ通御参府被成ニ於テハ　御目見相済候上、早々御暇御拝領直ニ御下国、異国船不残出帆ヲ御見送御参府ナサレ度、乍然御先格ノ通九月廿日船払以後御参府被成候様仰付ラレ候ハヽ、弥以テ難有思召候旨、江府へ御使者ヲ以テ相伺ハレ候処、肥前守殿御暇ニテ御在所御下着次第御番所相渡サレ、早速御参府ナサルヘキ旨、二月九日ノ御奉書追々到来ニ付、弥四月中御参府相決セラル、

これは十月参勤の定制にかかわらず、幕命によって佐賀藩主鍋島吉茂が四月参勤を命ぜられた特例である。なお、右の吉茂参勤留守中は、佐賀藩の家臣が非番を勤めた。(99)また正徳元年の春、吉茂は同年秋のオランダ船帰帆後の参勤を申渡されていたが、改めて当番の下命があり、そこで参府時期を伺うと、次の奉書が到来した。(100)

一筆令啓候、松平肥前守(黒田宜政)儀、去月廿八日継目之御礼申上候節、右衛門佐(黒田綱政)通可相勤由被　仰出候、然者其方参勤之

儀、最前被相伺候肥前守病気故、当年御暇不被下候、来年御暇帰国以後長崎船払相済、可有参府候、恐々謹言、

十月三日　　阿部豊後守
　　井上河内守
　　大久保加賀守
　　秋元但馬守

（鍋島吉茂）
松平丹後守殿

これは福岡藩主の病気で、佐賀藩主が長崎警備の当番を勤めて参勤時期が変更した例である。くだって、安永九年には黒田治之が病気のため、佐賀藩に長崎警備の助勤方を願い、佐賀藩主鍋島治茂に「御当番仰付ラレ、御参勤ニ及バサル旨」の奉書が到来したが[101]、天明三年七月にも、治茂は、「今年長崎御当番所松平雅之助殿幷黒田千之助幼年ニ付、家老共名代ニテ相勤メラルヽニ付、御非番ナカラ油断ナク相心得ラレ御心ヲ付ラルヘク、之ニ依テ当年モ御参府ニ及ハセラレズ」との奉書をうけた[102]。翌四年の場合も同様で[103]、五年の黒田雅之助の当番中は佐賀支藩の鹿島・蓮池両藩主が加番となっているが[104]、こうした状態は寛政年間まで及んでいる。

明和八年の四月朔日、鍋島治茂は長崎警備に出発するに先立ち、「徳善院八幡社へ海陸御安全二夜三日ノ御祈禱」を命じ、三日に家老諫早兵庫を引連れて発駕した[105]。これは佐賀藩主の参勤交代前における海陸安全の祈禱と同様であり、長崎警備と参勤交代との関連性を示唆しているが、天明八年七月には「長崎御供之内、去秋江戸御供仕候者之儀は、侍・手明鑓其外共ニ外向茂御合力不被差出候ニ付（中略）、此節ゟ御合力」を増したとして、侍十人・手明鑓十三人・歩行九人・頭坊主及び主従足軽五人・役足軽二人・小道具目付二人・下坊主四人・御草履二人・御挟箱之者九人・御茶弁当之者二人・御駕篭之者十二人宛てに、それぞれ銀子を渡付している[106]。この一事をみても、佐賀藩及び家中にとって長崎御番と参勤交代は密接不可分の軍役だったことがうかがえるのである。

佐賀藩主の参勤交代等一覧表〔II〕

年次＼区分	鍋島勝茂	同　光茂	同　綱茂	同　元茂（小城藩）	経路 参府	経路 帰国	遅参・不参 ▲ ■	備考 長崎御番	備考 その他
寛永13	●5								
14	○3			○?，□11，					島原の乱(～15年)
15	□1，○6(6)，			○ 3，	●	■			江戸在勤の九州大名，下向，勝茂閉門
16	(○)			● 4，		●			今年より長崎番，黒田氏に下命。これまで御番所なく，番人は船にあり，勝茂開門
17	● 5(6)，			○ ?，					江戸城普請手伝(16，17年)
18	○ 5カ			● 5(6)，					今年より勝茂，元茂は交代で参勤，就封の下命
19	● 3，			○ 2(3)，				△	勝茂に長崎番の下命
20	○ 4，			● 5，					今年より長崎番，黒田・鍋島両氏1年交替
正保 1	● 2，			○春，		〔勝〕木曽路		△	
2	○ 3，			● ?，			勝茂，道中病気▲		
3	● 4(5)，			○ 4，			勝茂，帰国延引	△	
4	○ 4(5)，			● 6，	●				
慶安 1	● 2(3)，			○ ?，				△	今年より長崎番は，非番でも艫船帰帆まで黒田・鍋島氏とも在国し帰帆のうえ参勤の下命
2	○ 10(11)，	〔元服〕		●4，〈直能〉(○3(4))					長崎両番所創建
3	● 2(4)，			○8(9)，〈●11〉	〔元〕●		勝茂，道中病気▲ 元茂，不快▲	△	
4	○ 9，			●7，〈○5(6)，〉					江戸城西ノ丸普請，勝茂は金箔10万枚献上 家光没
承応 1	● 2(4)，	●2(4)，○10(11)，		○3(4)，〈●5〉		秋月八丁通 ●		△	光茂，初入部
2	○ 9，	(○)		●?，〈○6〉	〔勝〕●				
3	● 3(4)，	●3(4)，○10(11)，		〔没〕		大坂～室〔勝〕●	元茂，病気■	△	光茂，長崎番代勤，内裏普請手伝
明暦 1	(●)	(○)					勝茂，病気■		
2	○ 9(10)，	(○)			〔勝〕●		勝茂，病気，登城不叶	△	

明暦 3	〔隠居，没〕	(○) 〔家督〕						勝茂，登城礼(2月)		江戸桜田屋敷焼失
万治 1		●2(4),							△	光茂，家督後の初御暇
2		○9,								
3		●3,						光茂，帰国延引	△	
寛文 1		○9,								
2		●2(4),							△	
3		○9(10),								
4		●2(4),							△	
5		○9,								諸国証人の免除
6		●2(4),							△	
7		○9,								
8		●2(4),							△	江戸桜田屋敷類焼
9		○9,								
10		●2(4),							△	
11		○9(11),								
12		●3(4),	●3(4), ○9(11),				〔光〕美，○ 〔綱〕東，●		△	綱茂，初入部，冷水通を通行
延宝 1		○9,	(○)							
2		●2(4),	(○)						△	
3		○9(11),	●11(12),							
4		●2(4),	○ 9(10), 〔初参勤〕						△	
5		○9(11),	●11(閏12),							江戸供数制限令 (12月)
6		●2(4),	○ 8(9),						△	江戸桜田屋敷焼失

〔註〕 ○参勤，●帰国，数字は発駕(カッコ内は到着)月，□国内戦争出陣，△佐賀藩の長崎御番，経路の○．●は陸(中国路)．海路(瀬戸内海)。

佐賀藩主の参勤交代等一覧表〔Ⅲ〕

区分／年次	鍋島光茂	同　綱茂	同　吉茂	同　宗茂	経路 参府	経路 帰国	遅参・不参 ▲ ■	備考 長崎御番	備考 その他
延宝 7	○10	●11(1),							
8	● 2(4),	○ 9(10),			〔綱〕●			△	家綱没
天和 1	○ 9(11),	●11(12),			〔光〕美濃路				
2	● 3(4),	○ 4(5),						△	光茂，綱吉の将軍宣下祝に老中招請
3	○ 9(11),	●11(1),							
貞享 1	● 3(5),	○ 5(5),					光茂，帰国延引	△	
2	○ 9(11),	●11(1),						(△)	南蛮船，長崎入津
3	● 2(3),	○閏3(4),			〔綱〕●			△	
4	○ 9(11),	●11(1),				〔綱〕●			
元禄 1	● 4(5),	○ 5(6),			〔綱〕●		光茂，江戸城御能拝見で延引	△	
2	○10(11),	●12(1),					光茂，病気▲		江戸桜田屋敷出火
3	● 2(4),	○ 4(5),						△	
4	○ 9(11),	●11(1),							
5	● 2(4),	○ 4(5),						△	
6	○ 9(11),	(○)					綱茂，御不例で滞府		江戸上屋敷出火
7	● 2(4),	(○)						△	
8	○10(11), 〔隠居〕	(○) 〔家督〕					光茂，御不例で発駕延引▲		江戸麻布屋敷類焼
9	● 4(5),	● 2(4),				〔光〕木曽路 〔綱〕●		△	
10	○ 4(6), ●10(11),	○ 9(11),			〔綱〕●		光茂，御不例で▲		
11	(●)	● 2(4),					光茂，病気■	△	
12	(●)	○ 9(10),					同上　■		蓮池藩，御役(勅使御馳走)の始め

元禄13	〔没〕	● 2(4),						△	家中倹約令（8月）
14		○10(11),			●				
15		● 2(3),				●		△	
16		○10(11),			●				江戸麻布屋敷類焼
宝永 1		● 2(3),				●		△	領中倹約令
2		○ 9(11),	○11(12),		●				
3		● 2(3),〔没〕	●12(12),			〔綱〕● 〔吉〕○		△	吉茂，綱茂の看病下国，伊万里大火
4			○ 4(5),						
5			●閏 1(3),			●		△	富士山噴火の救助金7,140 両上納，倹約令 大雨洪水，吉茂入部
6			○10(11),		▲美濃路				綱吉没，大里～室津(▲)，次いで中国路
7			● 3(4),			美濃路 ○カ		△	佐嘉大火
正徳 1			(●)					(△)	松平（黒田）右衛門佐死去のため長崎番居付に勤役
2			○ 9(11),						家宣没，松平(黒田)肥前守初下国
3			● 2(4),			○		△	高潮被害
4			○ 9(11),						
5			● 2(5),			※		△	高潮被害，倹約御届，※帰国，室～三田尻間が船，（今年より長崎奉行2人，内1人宛長崎勤め）
享保 1			○ 9(11),		※ ○ 美濃路				家継没 ※（公は冷水通，主勝は八丁通を通行）
2			● 2(4),			木曽路		△	
3			○ 9(閏10),	●11(12),					宗茂，初入部
4			● 2(5),	○10(11),	(宗)木曽路		吉茂，御不例で帰国延引 滞府	△	倹約令（参勤費節減等），大風被害
5			○ 9(11),	(○)	○		宗茂，病気で滞府		大雨被害
6			● 2(4),	●3(5),○ 9(10),		○		△	

〔註〕　記号は〔Ⅱ〕表に同じ。

【註】

(1)(7)(10)(11)『大猷院殿御実紀』巻廿八。

(2)(3)『御触書寛保集成』一、武家諸法度之部。

(4)丸山雍成「参勤交代制の研究(三)—九州諸藩を中心として(2)—」(『史淵』一一五輯、昭53)。

(5)塚本学氏は「武家諸法度の性格について」(『日本歴史』二七〇号、昭47)で、元和元年の武家諸法度(A)の性格を寛永六年(B)、同十二年(C)の武家法度との対比において考察され、(A)にあって(B)にみえない「諸大名参勤作法之事」なる条項を、(C)に「大名小名在江戸交代所相定也」とある条項との対比において、(A)のそれを参勤交代の規定をみるに当らず、「参勤なる語も将軍家への参勤でなく、天皇への参勤」と解釈される。その主要な論拠として、栗田説が、右の条項中の京裡二十騎以上を江戸府内通行の際の従者数とみたことを批判し、二十騎を過ぐべからずは京中往来の際の規定ととるべきとされる。私自身も栗田説には必ずしも賛成でないが、ここで「諸大名参勤作法之事」の註釈を示すと、「続日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上不得集行云云、然則不可引卒多勢、百萬石以下二十萬石以上不可過二十騎、十萬石以下可為其相応、蓋公役之時者可随其分限矣」である。「続日本紀制曰…不得集行云々」(ⓐ)は古代法を単に汎例としたもので「然則…可随分限矣」(ⓑ)とは一応切り離さるべき文意で、したがってⓑはⓐを「まっすぐにうけ」て京中往来の際の規定とみなすことはできないのである。また「諸大名の挙兵上洛をおさえる現実の必要に応」ずる規定とする解釈も、豊臣氏滅亡後の諸大名との現実の力関係において、また実際の政治過程をみるとき妥当でない解釈である。その他論ずべき点も多いが、ここでは以上要点のみにとどめておきたい。

(6)『大猷院殿御実紀』巻廿七。

(8)(9)『元茂公御年譜』巻之四。

(12)『大猷院殿御実紀』巻廿九。

(13)右同・巻卅。

(14)右同・巻卅一。

(15)(16)(17)「多久家文書」二二五・二〇六・二一三—鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編、第八巻、所収)。

(18)(21)「蓮池鍋島家文書」五一・五二—鍋島元茂・同直澄連署書状(『佐賀県史料集成』古文書編、第十四巻、所収)。

(19)(22)「多久家文書」三三〇・三四九—鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第九巻、所収)。

(20)「蓮池鍋島家文書」三三―鍋島直澄書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収）。
(23)(25)「多久家文書」一四〇―鍋島勝茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第八巻、所収）。
(24)『大猷院御実紀』卅五。
(26)以上すべて「多久家文書」四一九―鍋島勝茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第十巻、所収）。
(27)『元茂公御年譜』巻之五。
(28)(30)(33)右同・巻之六。
(29)(30)『大猷院殿御実紀』巻卅七。
(31)『葉隠聞書』第六。
(34)(35)「蓮池鍋島家文書」七・一〇―鍋島勝茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収）。
(37)『元茂公御年譜』巻之七。
(38)(40)(42)(45)(46)(49)(54)(67)右同・巻之六。
(39)(41)(66)『勝茂公譜考補』第九巻。
(43)「蓮池鍋島家文書」一三―（鍋島勝茂）覚書（『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収）。
(44)『大猷院殿御実紀』巻卅九。
(47)右同・巻四十。
(48)「多久家文書」三四一―鍋島勝茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第九巻、所収）。
(50)(51)(52)『勝茂公譜考補』第十巻。
(53)「多久家文書」一七三―鍋島勝茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第八巻、所収）。
(55)『大猷院殿御実紀』巻五十。
(56)右同・巻五十一。
(57)『勝茂公御年譜』及び『同考補』第十巻上、『元茂公御年譜』巻之九。
(58)『鍋島直正公伝』（大正9）二二頁、『佐賀県史』中巻（昭43）七六頁、『多久の歴史』（昭39）二四八頁。
(59)『大猷院殿御実紀』巻四十四。
(60)右同、巻四十六。

(61) 右同、巻四十三・四十四。
(62) 『直茂公譜考補』第十巻。
(63) 「坊所鍋島家文書」九八八・九八九—黒田如水書状、「同」一〇一〇・一〇一一—龍田長政書状、「同」一〇八五・一〇八六—小河内蔵允書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第十三巻、所収）。
(64) ㋑寛永二年七月の細川三斎より同忠利に宛てた書状によれば、これは寛永二年と推定される（『大日本近世史料』細川家史料二）。㋺『大日本近世史料』細川家史料一～五参照。
(65) 以上、『元茂公御年譜』巻之三。
(68) たとえば、勝茂が参府途中、近江醒井宿で一泊した後、国許の多久美作ら四人の家老に宛てた卯月二日附（年不明）の書状には、「松平右衛門佐（黒田忠之）殿、定而長崎へ見廻可被申と存候、於然者、何日ニ長崎着之通、道筋迄も早々可被申越候」、「当年長崎へ右衛門佐殿ゟ侍並弓鉄砲之者なと被付置候哉、其段懇ニ承合、可被申越候、早船も何艘被廻置候哉、此外仕組之様子共候ハヽ、是又承召置度候」とあって、長崎警備に関する黒田氏の状況を充分意識していることが知られる（「多久家文書」三三六—鍋島勝茂書状ノ『佐賀県史料集成』古文書編・第九巻、所収ヽ）。
(69)(70)(72)(73)(86) 『勝茂公譜考補』第十巻上。
(71) 『元茂公御年譜』巻之九。
(74) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第十巻中。なお、『元茂公御年譜』巻十では、両御番所の設置年代を正保四年とし、各御番所とも十九軒（棟カ）づつとする。
(75) (69)及び(71)に同じ。
(76) 『光茂公譜考補』第二巻。
(77) 『綱茂公御年譜』巻之二。
(78) 『重茂公御年譜』八尾。
(79) 『治茂公御年譜』（寛政十二年）。
(80) 「多久家文書」三六七—鍋島勝茂覚書（『佐賀県史料集成』古文書編・第九巻、所収）。
(81) 「坊所鍋島家文書」七八四—鍋島光茂代始条目写（『佐賀県史料集成』古文書編・第十三巻、所収）。
(82)(83) 「白石鍋島家文書」三二—鍋島綱茂遺書写、「同」三七—鍋島宗茂代始条目写（『佐賀県史料集成』古文書編・第

十五巻、所収)。

(84)『光茂公譜考補』第二巻。

(85)『泰国院様御年譜地取』(寛政三年)。

(87)『治茂公御年譜』(安永元年)。

(88)『吉茂公御年譜』巻之六。なお、同書によれば、幕府の作事・普請奉行が「勝茂公長崎御番　仰ヲ蒙ラレ候以来ハ、御手伝其外御役等不被仰付段ヲモ仰達セラルヘキ旨、仰出サル」とあり、幕府公認であることを示唆している。

(89)『寛政重修諸家譜』巻四百二十五。

(90)『泰国院様御年譜地取』(天明五年・同七年)。

(91)右同(寛政元年)。

(92)右同(天明八年)。

(93)丸山雍成「近世関所の本質について」(『日本歴史』二九七号、昭48)、「近世関所及び番所の研究」(『九州文化史研究所紀要』一九号、昭49)。

(94)勝茂の正保元年の御暇下国は、『勝茂公御年譜』第十巻では二月、『同考補』第十巻中では二月と本文の三月以降とみる記載がある。他方、『大猷院殿御実紀』巻五十六の同年三月九日条には、「鍋島信濃守忠直就封のいとま給ふ」とあって、二月条には鍋島氏関係の記載はない。史料の検討から、信濃守忠直は勝茂の誤記で、勝茂の暇暇・江戸発駕は三月となる。

(95)『勝茂公御年譜』及び『同考補』第十巻上。

(96)『勝茂公譜考補』第十巻中、『大猷院殿御実紀』巻六十七。

(97)『元茂公御年譜』巻之十。

(98)(96)及び(97)に同じ。

(99)(100)『吉茂公御年譜』巻之一、二。

(101)(102)『斉直公譜』一。

(103)(104)『泰国院様御年譜地取』(天明四、五年)。

(105)(106)『治茂公御年譜』(天明八年)。

むすびにかえて

以上、本稿では、佐賀藩の参勤交代の展開を、寛永十二年の武家諸法度による制度化と同十四、五年の島原の乱、十九年の制度的整備及び長崎警備との関連で見てきた。ここではなお本論の入口で終った感もあるので、いわゆる参勤交代に関する同藩の仕組・取締・行程・状態、支藩の参勤交代、藩財政その他に対する影響等については次稿以下にゆずることにする。